

# 食の安全・安心に関する佐賀県の取組状況

## 安全・安心“さかの食”県民運動

平成16年度～平成20年度

### 佐賀県食品安全憲章（抜粋）

平成16年1月制定

- ①**生産者**は、消費者の健康や環境に配慮した生産と情報の提供に努め、安全で安心できる食品を生産・供給します。
- ②**事業者**は、製造・加工、流通・販売段階における安全対策、表示の適正化及び情報の提供に努め、安全で安心できる食品を供給します。
- ③**消費者**は、食品に関する正しい知識と理解を深め、生産者・事業者と一体となって食品の安全の確保に努めます。
- ④**行政**は、県内で生産・加工・販売・消費される食品の安全性・表示の適正化の確保、食育の推進等のために必要な施策を策定し、実施します。

## 佐賀県食品安全アクションプラン

平成16年度～平成20年度

4本柱

食品の安全性の確保

食品表示の適正化

地産地消（地元産のものを地元で消費）

食育（食に関する教育）

平成15年 食品衛生法の改正

毎年度、都道府県に「食品衛生監視指導計画」の策定を義務付け

改正を受けて、平成16年度から毎年度、「佐賀県食品衛生監視指導計画」を策定

平成25年度 佐賀県食品衛生監視指導計画を策定

**実施範囲**／佐賀県全域

**実施期間**／平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**監視指導の対象**／

- 法及び佐賀県食品衛生条例に基づく営業許可施設、登録業者及び事業者等
- と畜場法に基づくと畜場及びと畜場設置者等
- 食鳥検査法に基づく食鳥処理場及び食鳥処理場設置者等
- 集団給食施設及び食品販売施設等

**平成25年度重点監視指導**／

- 食中毒予防対策に係る重点監視指導
- 食品表示に係る重点監視指導
- 放射性物質に汚染された食品に係る重点監視指導

# 条例制定の意義・背景

## 食の安全・安心に関し懸念する動きがあること

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）やFTA（自由貿易協定）など、包括的な貿易自由化の動きの中で、将来的には、外国産の安価な農畜産物が大量に流入してくることが懸念され、

①外国産食品の安全・安心が適正に確保できるか（遺伝子組換え食品、ポストハーベスト農薬、食品添加物…）

②競争力確保のため国内産品の食品安全性の低下を招かないか

といった恐れがある。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、食品中の放射性物質（放射性セシウム）の含有について国民の不安が生じている。

## 国民の多くが食品安全に関し不安を抱いていること

食品安全委員会が平成24年7月に食品安全モニターを対象に実施した意識調査では、「食品安全」に関し、「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」と回答した割合が64.8%あり、3人に2人が不安を感じていること。

## 包括的、総合的な取組が必要なこと

佐賀県では、平成16年度から20年度まで、佐賀県食品安全アクションプラン等により、「安全・安心“さかの食”県民運動」に取り組んできたところだが、その後、実行計画等は作られていない。一方、佐賀県総合計画2007及び2011においては、「食品等の安全・安心の確保」が取組の一つに掲げられ、関係課において施策の展開を図ることとされている。

食の安全・安心に関しては、関係課がくらしの安全安心課、生活衛生課、流通課など広範囲にわたり、関係する法律も多岐にわたるため、包括的、総合的な取組の拠り所となるものが必要。

## 県内の消費生活団体から条例制定を望む声があり、県議会も請願採択

佐賀県生活協同組合連合会から、佐賀県議会に対し「佐賀県食の安全・安心条例（仮称）の制定の促進を求める請願書」が提出され、平成23年3月4日に全会一致で採択された。同団体からは、平成23年11月8日付けで改めて同様の要望書が提出されている。

## 全国29都道府県で同様の条例制定済、うち5県が議員提案により条例化

# 条例制定にあたっての視点・ポイント

生産者、食品関係事業者、行政の責務、県民の役割等の明確な位置付け

関係者による食品の安全・安心確保のための積極的な取組の意思表示

生産から流通、消費に至る食品の安全・安心に係る施策の総合的な推進の明示

情報公開の徹底、リスクコミュニケーションや県民意見の反映を推進するしくみの明示

食品の安全性に対する県民の不安を解消するための県独自の施策の必要性

# 食の安全・安心に関する条例制定都道府県

全国30都道府県で制定済

2014年4月1日現在  
佐賀県は全国で30番目、  
議員提案条例としては6番目です。

